

(様式 1-3)

福島県 (富岡町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	富岡産業団地整備事業(基金型)	事業番号	(6)-46-3
交付団体	富岡町	事業実施主体 (直接/間接)	富岡町 (直接)		
総交付対象事業費	(816,173 (千円)) 1,019,524 (千円)	全体事業費	(816,173 (千円)) 1,019,524 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
低線量地区へ産業団地の整備を推進することで、進出企業の早期操業の促進と、町外で仮設対応を余儀なくされている町内の事業者や様々な事情により町内での再開が困難な事業者の操業の場を確保し、町の復旧・復興に欠かす事の出来ない新たな産業の創出及び帰還・定住人口の確保に必要な不可欠な安定的な雇用創出を図る。					
事業概要					
地域産業団地整備の促進による受け入れ態勢の強化・拡充を図り、企業の新規立地、地元企業の帰還を促進することで、新たな産業構造の確立と積極的な事業再開・発展を後押しする。 また、産業の集積を図ることで、町内外の事業者が一体となって事業を行うことによる相乗効果が得られ、事業の再開のみならず、新たな産業及び新規事業の創出を図るもの。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 富岡町災害復興計画(第二次)において、第 3 章基本方針を実現するための重点プロジェクト「3-3. 「イノベーションコースト構想」拠点施設などの誘致・具現化」の中で本事業を推進する内容を位置付けている。					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>用地取得 A=318,593.86 m ² 、支障物件補償費算定、所有権移転登記 【第 17 回申請】 支障物件移転補償費 【第 19 回申請】 <平成 30 年度>用地取得、造成工事 【第 20 回以降申請予定】 <平成 31 年度>造成工事 【第 20 回以降申請予定】 <平成 32 年度>造成工事 【第 20 回以降申請予定】					
地域の帰還環境整備との関係					
富岡町は震災・原発事故から 6 年を経過した現在も避難の継続を余儀なくされており、就業の場が失われ、復旧・復興に欠かす事の出来ない「雇用の場」の確保は急務である。立地条件としても国道 6 号線に隣接し、常磐自動車道富岡 IC 及び平成 29 年末までに開通予定の JR 常磐線富岡駅、町の復興中核拠点からのアクセスも良好である。更に、平成 29 年 3 月竣工予定のイノベーション・コースト構想拠点施設である廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟との相乗効果により、新たな産業集積、地元企業の発展も期待され、まさに富岡町の経済の中核を担う町の復興を加速化させる事業である。 町は各関係機関と連携した積極的な企業誘致活動と、町内事業者の再開及び事業改変支援を実施することで、帰還・再開する事業者及び就労人口の拡大を図り、地域経済の活性化・地域再生及び帰還・定住人口の増に繋がる。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（富岡町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	42	事業名	富岡町災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	(1)-2-1
交付団体	富岡町	事業実施主体（直接/間接）	富岡町（直接）		
総交付対象事業費	75,376（千円）	全体事業費	75,376（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>富岡町災害復興計画（第二次）に基づき、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など、経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備した。</p> <p>入居者の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。</p>					
事業概要					
<p>福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた帰還者向けに整備された災害公営住宅に入居した町民に対し、経済的支援として家賃の一部を支援する。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください <富岡町災害復興計画（第二次）> 【 P61、74 第 5 章 「分野別の具体的取り組み」、'個々の状況に応じた生活再建支援の実施'に位置付けられている】</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 29 年度></p> <p>家賃低廉化に対する補助</p> <p>対象住宅</p> <ul style="list-style-type: none">・曲田第一団地 木造平屋建 64 戸・曲田第二団地 重量鉄骨造 3 階建集合住宅 40 戸					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>当町は、東日本大震災による地震及び津波災害に加え、原子力災害の被災地であり、住宅被害も、地震による損壊、津波による流失、原子力災害による高線量化、長期避難による野生動物被害など様々であり、町内で生活できる環境を確保し、速やかな生活再建に資する支援を行うことで帰還促進が図られる。</p>					
関連する事業の概要					
<p>富岡町災害公営住宅整備事業</p> <p>曲田土地区画整理事業</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（富岡町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	43	事業名	富岡町災害公営住宅家賃低減事業	事業番号	(1)-3-1
交付団体	富岡町		事業実施主体（直接/間接）	富岡町（直接）	
総交付対象事業費	7,026（千円）		全体事業費	7,026（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>富岡町災害復興計画（第二次）に基づき、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など、経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備した。</p> <p>入居者の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。</p>					
事業概要					
<p>福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた帰還者向けに整備された災害公営住宅に入居した低所得者に対し、経済的支援として家賃の一部を支援する。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください <富岡町災害復興計画（第二次）> 【 P61、74 第 5 章 「分野別の具体的取り組み」、 「個々の状況に応じた生活再建支援の実施」 に位置付けられている】</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 29 年度></p> <p>家賃低減に対する補助</p> <p>対象住宅</p> <ul style="list-style-type: none">・曲田第一団地 木造平屋建 64 戸・曲田第二団地 重量鉄骨造 3 階建集合住宅 40 戸					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>当町は、東日本大震災による地震及び津波災害に加え、原子力災害の被災地であり、住宅被害も、地震による損壊、津波による流失、原子力災害による高線量化、長期避難による野生動物被害など様々であり、町内で生活できる環境を確保し、速やかな生活再建に資する支援を行うことで帰還促進が図られる。</p>					
関連する事業の概要					
富岡町災害公営住宅整備事業 曲田土地区画整理事業					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

福島県 (富岡町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 富岡地区 (基金型)	事業番号	(5)-40-3
交付団体	富岡町	事業実施主体 (直接/間接)	富岡町 (直接)		
総交付対象事業費	569,885 (千円)	全体事業費	569,885 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、町のほとんどが東京電力福島第 1 原子力発電所から 30km 圏内にあることから、緊急時避難準備区域となり数多くの住民が避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの利水管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、利水管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。また、今回申請するため池は、農林水産省が取りまとめた「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」【第 2 版】P27 により、特措法による除染対象外となっている。(マニュアルの 3 要件に該当しない)。</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
<p>上記目標を達成するため、平成 28 年度に実施した詳細調査の結果を基に、汚染濃度が高く、地域農業の再開・震災からの復興の観点から対策が必要とされる生活圏内 (住宅地及び主要な道路) に隣接するため池について対策工事を行う。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 28 年度></p> <p>○放射性物質対策に向けた基礎・詳細調査 (第 14 回申請) 【単年度型】 ため池放射性物質対策を実施するための事前調査を行う。 【申請数】【実績数】 基礎調査 : 4 箇所、詳細調査 : 16 箇所</p> <p><平成 29 年度></p> <p>○放射性物質対策に向けた基礎・詳細調査 (第 16 回申請) 【単年度型】 平成 28 年度に基礎調査を実施し底質汚染濃度が 8,000Bq/kg-dry を超えたため池について追加の調査及び新規追加箇所の調査を行う。 【申請数】 基礎調査 : 2 箇所 詳細調査 : 5 箇所</p> <p>○放射性物質対策工事に向けた実施設計 (第 17 回申請) 【単年度型】 平成 28 年度に実施した詳細調査の結果により、ため池放射性物質対策工事へ向けた実施設計を行う。 【申請数】【実績数】 実施設計 : 6 箇所</p> <p>○放射性物質対策工事 (第 19 回申請) 【基金型】 実施設計を行ったため池について対策工事を行う。 対策工事 : 6 箇所</p> <p><平成 30 年度></p> <p>○放射性物質対策に向けた基礎・詳細調査 (第 20 回以降申請予定) 平成 29 年度に基礎調査を実施し底質汚染濃度が 8,000Bq/kg-dry を超えたため池について追加の調査及び新規追加箇所の調査を行う。 詳細調査 : 2 箇所</p> <p>○放射性物質対策工事に向けた実施設計 (第 20 回以降申請予定) 平成 29 年度までに実施した詳細調査の結果により、ため池放射性物質対策工事へ向けた実施設計を行う。</p>					

<p>実施設計：7箇所</p> <p>○放射性物質対策工事（第20回以降申請予定）</p> <p>実施設計を行ったため池について対策工事を行う。</p> <p>対策工事：7箇所</p>
<p>地域の帰還環境整備との関係</p>
<p>町内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要であり、このためには放射性物質を含む堆積土砂の除去による利水機能の維持や、堆積土砂の拡散防止が不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。</p>
<p>関連する事業の概要</p>
<p>特になし</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	
<p>事業名</p>	
<p>交付団体</p>	
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p></p>	